

機械工業団地樹木剪定等委託業務仕様書

高知県商工労働部商工政策課

1 委託内容 機械工業団地等の県有地に係る樹木剪定、草刈り、残材処理

2 委託期間 契約締結日から令和8年1月31日まで

3 委託場所（別添地図を参照）

①高知市布師田四郎右衛門 3982-1（第1区間 L=291m）

高知市布師田 3981-4（兼松エンジニアリング（株）西工場）・3981-6（株矢野為商店）・3981-5（株トミナガ）の北側水路との間にある県有緑地帯について、西端を起点として東端までと、隣接する駐車場（ちばさんセンター利用者用）北東の角から南東の角（駐車場と道路の間の法面）間。

②高知市布師田源右衛門 3963-1（第2区間 L=161.0m）

高知市布師田 3962-1（有）マルキ・3962-2（株）田村製缶・3962-4 高知稲田製作所・3962-5（株）太陽 東棟とその北側直線道の間にある県有緑地帯。

③高知市布師田源右衛門 3946-1（第3区間 L=238.0m）

高知市布師田 3950（株）太陽とその北側直線道の間にある県有緑地帯について、西端を基点として東に238mまでの間。

④高知市布師田源右衛門 3946-1（第4区間 L=53.5m）

高知市布師田 3950（株）太陽とその西側直線道の間にある県有緑地帯。

⑤高知市布師田源右衛門 3946-2（第5区間 L=95.0m）

高知市布師田 3948-2（株）技研製作所とその西側直線道の間にある県有緑地帯。

⑥高知市布師田源右衛門 3959-1（第6区間 L=69.0m）

高知市布師田 3396-31（高知市役所四郎右衛門排水機場）とその北側直線道の間にある三角地についてコンクリート敷きの機械工業団地組合所有の駐車場を除く県有緑地帯（三角地西側のフェンスと池の間の低地を含む）

⑦高知市布師田 3987-1（面積=6,239 m²）

中小企業団地公園内

4 作業内容

①委託場所内の草刈り及び樹木の基本剪定及び越境枝・支障枝剪定の実施。

草刈り後は、除草剤を散布すること。越境枝・支障枝剪定は、道路や隣接する田畑の機能の確保及び官民境界の適切な管理を目的に、影響する支障枝（特に道路に隣接する水田の日照に悪影響を与えるもの）を対象とした剪定を行う。また、倒木等のリスクがあるものについても適切な処分を行うこと。

②第1区間については、あじさいは伐採しないで剪定すること。第2区間については、電線支障枝（樹高を3m程度にすることを基本として調整する）・道路越境枝の剪定と樹木の外観を整えることを重視した剪定を行うこと。第6区間については、樹高を3m程度にすることを基本として三角地西側のフェンスと池の間の低地は皆伐を行う（敷地内に植林しているコウゾは伐採しないこと）。

③剪定により発生した剪定枝・伐採木等については廃棄物として高知市清掃工場へ持ち込むこととし、適正に処分を行うこと。

④作業箇所にゴミ・空き缶等があれば収集し、高知市が定める方法により適正に処分を行うこと。

⑤中小企業団地公園内に寄植されているヒラドツツジ、アベリア等243本については、剪定・除草

に加え防除を行うこと。また、同公園内にあるソメイヨシノ 40 本については、施肥を行うこと。

5 作業時期

【3 委託場所①から⑥】

作業は2回を予定。（ただし、樹木剪定については1回とする）。

実施日については、県、(協)高知機械工業団地及び土地改良区へ協議し、調整すること。

前 期：契約締結日～令和7年6月30日の間で調整

後 期：令和7年10月20日～令和7年12月31日の間で調整

【3 委託場所⑦】

作業は1回を予定。

実施日については、県及び(公財)高知県産業振興センターと協議し、調整すること。

作業時期は、前期作業終了後～令和7年10月31日までとする。

6 留意事項

- ・作業においては、作業員及び周囲の安全を確保するための十分な安全対策を講じること。不測の事態に備えて、保険へ加入すること。
- ・第3区間の(株)太陽の北側法面には、鉄杭で囲われた県所有の水位観測孔があるため、十分注意して作業を行うこと。

7 提出物

前期及び後期（委託場所⑦を含む）の各作業終了後に、工事写真及び高知市清掃工場へ剪定枝・伐採木等の廃棄物を持ち込んだことのわかる書類（計量票の写しなど）を提出すること。

字派右衛門 字四郎右衛門

